

SpeakUp 方針

初版、日本語
2019年2月25日



目次

1. SpeakUp とは	2
1.1 はじめに	2
目的	2
対象範囲	2
利点	3
1.2 SpeakUp の使用	3
1.3 懸念事案の管理	4
1.4 不利益の禁止	5
1.5 各国の特例	5
ベルギー	6
カナダ	6
チェコ共和国	6
デンマーク	6
フィンランド	7
フランス	7
ハンガリー	7
インド	7
イタリア	7
ルクセンブルク	7
モロッコ	7
オランダ	8
ポルトガル	8
ルーマニア	8
ロシア	8
スロバキア共和国	8
スペイン	9
スウェーデン	9
2. プライバシー通知	9
2.1 定義	9
2.2 誰がどのような理由で個人データを処理しているのでしょうか。	10
2.3 誰が個人データにアクセスできるのでしょうか	10
2.4 キャップジェミニはどのくらいの期間に渡って、個人データを保有するのでしょうか。	11
2.5 報告者の権利と、かかる権利を行使するにはどうすればいいのでしょうか。	11

注: 本 SpeakUp 方針は、SpeakUp データ保護およびプライバシー通知 (2017 年 10 月 31 日付、第 1.2 版) に代わるものであり、優先します。



1. SpeakUp とは

1.1 はじめに

目的

キャップジェミニは創業以来、常に倫理的かつ人道的な会社であるよう努めており、その最も重要な資産は社員であると考えています。これは創始者の Serge Kampf によって、非常に強く支えられ続けています。この倫理的な旅を促進かつ続行し、社員が公平でオープンな職場環境で成長し、自らの価値を実感できるような職場をキャップジェミニが提供し続けられるよう、当社には「SpeakUp」という倫理懸念事案の報告と事案の管理を行う最先端のツールがあります。SpeakUp のヘルプラインは、キャップジェミニの価値を守り、倫理風土を保護するために当社が導入したものです。このツールは、内部告発規制がある国の法的要件を満たすことにも使われています。

SpeakUp は、独立したサービスプロバイダーである Convercent 社が運営する、任意で機密性のあるウェブと電話ベースの収集システムで、キャップジェミニから従業員、外部コンサルタント、請負業者、派遣スタッフ、顧客、サプライヤー、ビジネスパートナー、それらの関係者（以下「報告者」という）に対して提供されています。

SpeakUp は、キャップジェミニからの約束です。キャップジェミニは、報告者の誠実な声に耳を傾けます。そして懸念事案の調査の際には公平であり、組織の公正性を尊重し、秘密を厳守します。また、いかなる形式の不利益からも報告者を守ります。これらの約束は、企業倫理規範（Code of Business Ethics）の規定を個別および共同で支援する一環として、キャップジェミニ SE の取締役全員と、グループ経営会議（Group Executive Board（GEB））の委員全員によって承認されています。

対象範囲

SpeakUp によって、報告者は以下のいずれかの行動について、その懸念を報告し、助言や指導を受けられるようになります。

1. 当社の価値や企業倫理規範、関連する倫理・コンプライアンス方針に協調していないもの
2. 適用法令を遵守していないもの
3. キャップジェミニとその関係者の重大利益に対して、著しく影響を与える可能性のあるもの

国によっては、SpeakUp は違反の疑いのある限られた事案の報告に対してのみ使用できます。お住まいの国で報告できる正確な対象範囲をお知りになりたい場合は、本方針のセクション 1.5 をご参照ください。現地の法律により、SpeakUp を通じてキャップジェミニに受理されない可能性がある懸念事案については、チームリーダー、倫理コンプライアンスオフィサー（Ethics & Compliance Officer）、または人事担当役員に連絡し、その事案をご報告ください。



SpeakUpは、苦情のヘルプラインではありません。これは、人事考課、報酬、キャリア形成、類似するその他のトピック（これらに限られません）など、人事関連の問題を挙げるプラットフォームではありません。そうした問題については、現地の苦情チャンネルをご使用ください。

利点

SpeakUpは、懸念事案を報告するための、簡単で安全な一元化された事案管理システムです。さらに、以下の利点もあります。懸念事案の報告を簡単にします。いつでも、どこでも、どの言語にも対応しています。

- 秘密を厳守し、匿名で報告ができます。
- 期限内に効果的な解決を行いながら、迅速で体系的な調査を保証します。
- 公平性と組織の公正性、そして不利益となる行為からの保護を確実に行います。
- 経営陣に対し、倫理風土の正確な概観を提供します。

本方針や SpeakUp ヘルプラインに関するご質問は、キャップジェミニの ethics@capgemini.com までお問い合わせください。

1.2 SpeakUp の使用

SpeakUpの使用は完全に任意です。リマインダーになりますが、違反の可能性のある事案に対する通常の報告ルートは、チームリーダー、倫理コンプライアンスオフィサー、または人事担当役員に直接報告することです。懸念事案のより良い管理に向け、すべての懸念事案が SpeakUp に記録されるよう、合理的な努力が尽くされます。国によっては、担当スタッフ、苦情手続きまたは特定のヘルプラインなど、追加で利用可能なリソースがある場合があります。

もし上述の仕組みを通じて懸念事案を挙げるのが不安な場合、または現地で懸念事案を挙げたものの、適切に処理されていないと思われる場合は、SpeakUp をご利用ください。

ご自身、同僚、会社の業務の側面について提供された情報は、他者に影響を与える判断結果となる場合があることにご留意ください。そのため、情報の提供時点において、知る限りにおいて、事実に基づく正しい情報のみをご提供ください。後日、報告内容が正しくないことが判明した場合であっても、法律上またはコンプライアンス上の違反の疑いがある事案に関する「誠実」な報告について、キャップジェミニが懲戒処分や不利益な処分を課すことはありません。「誠実」な行為とは、正直な信条と意図をもって行動することを意味します。しかし、虚偽または誤解を招く情報であることを知りながら提供することは、容認されないことをご留意ください。さらに、報告者が誠実に行動していないと判断された場合（例：報告された懸念事案が悪意または虚偽であったと判明 / 知られている場合）、かかる報告者は懲戒処分の対象となります。



提出された情報は、内密に扱われます。但し、法的要件または適切な調査の実施によりこれが不可能な場合を除きます。いかなる場合であっても、すべての情報は慎重に取り扱われます。

法によって認められている場合、匿名性を保つことができます。匿名（一部または全部）を希望する場合であっても、E メールアドレスを提供し、懸念事案に関するログイン認証（自分のみが知っている特定照合番号）を使用することで、懸念事案に関する以下の通知の受領を選択することができます。

- 懸念事案の進捗を追跡すること
- 調査チームから受領した質問に回答すること

専門の調査チームはヘルプラインの「メッセージ」機能を使用して、懸念事案に関する追加の情報を取得するために報告者と連絡を取り合うことができるものの、調査チームは報告者を特定することはできません（報告者が通知を受領するための E メールアドレスを提供した場合であっても）。さらに、懸念事案に対応する調査チームの能力は、懸念事案について報告者から提供された情報と、調査チームから要請された追加情報への回答の意欲に大きく依存しています。そのため、報告者は定期的に SpeakUp にログインして、懸念事案のステータスを追跡することが求められています。

SpeakUp が匿名性を認める一方で、キャップジェミニは懸念事案により効率的に対応できるよう、報告時に報告者の身元を開示することを強く推奨しています。さらに、以下もできるようになります。

- 調査チームが報告者に連絡しやすくなるため、調査プロセスが迅速に処理できるようになります。
- 不利益があった場合に、報告者を守ります。
- 懸念事案の報告が悪意または「不」誠実に行われることを防止 / 削減します。
- 組織の倫理風土において信頼関係を強化します。

懸念事案の報告や質問の送信は、SpeakUp ポータル(www.capgemini.com/speakup) または SpeakUp ポータルに掲載されている 現地の SpeakUp 電話番号を通じて行うことができます。

SpeakUp の詳細については、[人材](#)（社内イントラネット）と SpeakUp [ポータル](#)に掲載されている動画をご覧ください。

1.3 懸念事案の管理

懸念事案が一旦 SpeakUp ヘルプラインに挙げられると、自動生成メッセージが、(i) 懸念事案の受領を確認するために報告者と、(ii) 懸念事案の受領を通知するためにキャップジェミニのグループ倫理室（Group Ethics Office）に送信されます。グループ倫理室は、懸念事案の予備評価を行い、適切な措置を決定します。その後、適切な対応に向け、その懸念事案は専門チームに担当が移ります。

SpeakUp に報告されたすべての懸念事案は、その複雑性と事案の本質を考慮し、じっくりかつ可能な限り迅速に処理されます。懸念事案を調査する専門チームは、報告者（知られているか匿名かにかかわらず）にコンタクトを取ることができ、SpeakUp の「メッセージ」機能を使用し、報告者にフォローアップ



プの質問を行うことで、さらなる情報提供を求めることができます。すべての利害関係者は、調査中は要請された情報を提供することで協力しなければなりません。調査への協力を怠った場合は、懲戒処分事由に該当します。

報告者は、懸念事案が SpeakUp でクローズすると通知を受領します。調査結果の詳細は、懸念事案の内容を秘密にするというキャップジェミニの義務を考慮し、報告者と共有されません。

犯罪の訴追権限のある公的機関に情報を提供しなければならない法的義務がある場合、または事案について管轄権がある場合、専門チームはかかる管轄権を有する該当当局に連絡します。

1.4 不利益の禁止

キャップジェミニは、そのビジネス慣行について、報告者が誠実に不利益を恐れることなく、正直な懸念事案を挙げることができるよう、開かれた企業風土を奨励しています。従業員の意見が尊重される安全で協力的な環境を作ることにより、各従業員が責任を持って、当社の価値と企業倫理規範に整合する行動を確実に取ることができるようになります。倫理またはコンプライアンスに関する懸念について、従業員が不利益の恐れなく、誠実に懸念事項として挙げ、または助言や指導を仰ぐことができる気持ちを持つことは極めて重要です。「誠実」な行為とは、従業員が正直な信条と意図をもって行動しなければならないことを意味します。

当社グループは、懸念事案を挙げ、またはその手助けをする者に対する不利益を禁止しています。不利益は、いかなる形態であれ、適用される法律に従って、解雇までを含む懲戒処分事由に該当します。

不利益を目撃または不利益に直面した場合は、直ちに報告することが重要です。SpeakUp ポータルの「メッセージ」機能または以下の E メールアドレスまでご連絡ください。 ethics@capgemini.com

1.5 各国の特例

以下の国には特定の制限はありません (2019年2月25日現在)：アルゼンチン、オーストラリア、オーストラリア、ブラジル、中国、コロンビア、ドイツ、香港、アイルランド、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、南アフリカ、サウジアラビア、シンガポール、スイス、台湾、アラブ首長国連邦、英国、米国、ベトナム。

ほとんどの EU 加盟国とその周辺国では、懸念事案は制限されたトピックに関連するもののみ報告できます。一般に、これには会計、監査、贈収賄、競争法、差別やハラスメント、環境、健康、衛生、安全に関する内容が含まれます。さらに、懸念事案の対象を、要職に就く従業員または管理職にある従業員に関するものみに制限している国もあります。



SpeakUp ヘルプラインを通じて報告することが法律上認められていないトピックに関する問題や懸念事案は、必要に応じて、違反の可能性があるテーマをチームリーダー、倫理コンプライアンスオフィサー、または人事担当役員に直接報告されなければなりません。

国によっては、法律上、極めて限定された場合を除いて、匿名の報告が認められていません。

ベルギー

- SpeakUp は、贈収賄、財務、会計、監査に関する社内の内容を報告する場合にのみ使用できます。

カナダ

- キャップジェミニおよびそのカナダ関連会社の従業員について：
 - SpeakUp は、従業員が、パワー労働組合（The Power Workers Union）または統一職能協会（The Society of United Professionals）のいずれかに属さない場合にのみ使用できます。
 - パワー労働組合または統一職能協会のいずれかに属する従業員は、SpeakUp ヘルプラインではなく、カナダの倫理コンプライアンスオフィサーに懸念事案を直接報告する必要があります。

チェコ共和国

- 懸念事案は、以下に関してのみ報告できます。
 - 次に掲げるような不正行為の可能性
 - 不正競争
 - キャップジェミニのビジネスにおける贈収賄または汚職
 - 利益相反
 - インサイダー取引
 - 犯罪行為
 - 次に掲げるいずれかの重大な事案
 - 会計、監査、銀行取引関連
 - キャップジェミニの重大利益に影響を及ぼすもの
 - チームメンバーの健康または安全に深刻な脅威となる場合
 - ハラスメントまたは差別

デンマーク

- 懸念事案は、会社の重大利益または個人の健康や人命（例：経済犯罪（汚職、詐欺、偽造、類似する犯罪を含む）、会計・監査・内部統制・財務報告・反競争・インサイダー取引の各分野における不正行為、環境汚染、労働安全規則の重大違反、暴力や性犯罪などの重大犯罪）に著しい影響を与える可能性のある、不正行為や重大な不正行為の疑いを伴う違反に関連したもののみ報告できます。
- キャップジェミニに影響を与える可能性のある、その他の問題や懸念事案は、チームリーダー、倫理コンプライアンスオフィサー、または人事担当役員に直接報告する必要があります。これには、精神的ないじめ、不平等、無能力、欠勤、喫煙とアルコール方針違反、Eメール/インターネットの使用に関する職場規則等が含まれます。



フィンランド

- 懸念事案は、会計、内部会計統制や監査、銀行取引、金融犯罪や贈収賄に関する違反や不正行為に関連したもののみ報告できます。

フランス

- 懸念事案は、以下に関して報告できます。
 - 犯罪または軽犯罪
 - フランスによって批准または承認された国際公約に対する、重大で明白な違反
 - 定期的に批准されている国際公約を根拠とする、国際機関による単独行為の深刻で明白な違反
 - 法令に対する重大で明白な違反
 - または一般的関心に対する重大な脅威や損害。この場合、報告者には、一般的関心に対する脅威や損害に関する個人的知識が必要です
 - 贈収賄とあっせん収賄に関して、企業倫理規範やグループ汚職防止方針（Group Anti-Corruption Policy）の規定に違反する行為または状況
- 国家防衛、機密性のある医療問題、法的特権に関する内容の開示は、保護の対象範囲から除外され、開示できません。

ハンガリー

- ハンガリーで適用される、現地の SpeakUp 方針をご参照ください。

インド

- インドで適用される、現地の SpeakUp 方針をご参照ください。

イタリア

- 懸念事案は、キャップジェミニの企業倫理規範や、政令 231/01 (Legislative Decree 231/01) に従うところの組織および経営モデルの違反について報告できます。

ルクセンブルク

- SpeakUp は、会計、内部会計統制、銀行取引関連、贈収賄に関する社内の内容を報告する場合にのみ使用できます。

モロッコ

- 懸念事案は、競争法、利益相反、インサイダー取引、窃盗、詐欺、資産の横領、会計・監査・銀行取引関連の不正行為、不適正な財務報告、贈収賄、セクシャルハラスメント、差別に関連したもののみ報告できます。



オランダ

- 懸念事案は、法律違反、公衆衛生の危険性、人または環境の安全に対する危険性、不適切な作為や不作為の結果、組織の適正な業務遂行への脅威に関するものでなくてはなりません。
- 懸念事案は、所属する組織内、または職務の遂行過程で取引のある組織内で起きた悪用についてのみ報告できます。
- キャップジェミニに影響を与える可能性のあるその他の内容に関する問題や懸念事案（一般的な人事に関する苦情や、不適切な行為に対する方針（Beleid ongewenste omgangsvormen）に関連する懸念事案を含む）は、チームリーダー、内密に相談できるアドバイザー、倫理コンプライアンスオフィサー、または人事担当役員に直接報告されなければなりません。

ポルトガル

- 懸念事案は、贈収賄、財務、会計、監査に関する内容を報告する場合にのみ使用できます。
- 法律上、匿名で行う報告は認められていません。しかし、報告者の個人情報、内密に扱われず。
- さらに、要職に就く従業員または管理職にある従業員に関するもののみが報告の対象になります。

ルーマニア

- 懸念事案は、以下に関してのみ報告できます。
 - 次に掲げるような不正行為の可能性
 - 不正競争
 - キャップジェミニのビジネスにおける贈収賄または汚職
 - 利益相反
 - インサイダー取引
 - 犯罪行為
 - 次に掲げるいずれかの重大な事案
 - 会計、監査、銀行取引関連
 - キャップジェミニの重大利益に影響を及ぼすもの
 - チームメンバーの健康または安全に深刻な脅威となる場合
 - ハラスメントまたは差別

ロシア

- 提出される懸念事案は、従業員の職務遂行と、職場におけるその行為に関連したものでなければならず、従業員の私生活の詳細を含めてはなりません。そうでないと、内部告発者は私生活上の秘密を不正に開示したものととして責任を問われます。

スロバキア共和国

- 懸念事案は、以下に関してのみ報告できます。
 - 次に掲げるような不正行為の可能性
 - 不正競争



- キャップジェミニのビジネスにおける贈収賄または汚職
- 利益相反
- インサイダー取引
- 犯罪行為
- 次に掲げるいずれかの重大な事案
 - 会計、監査、銀行取引関連
 - キャップジェミニの重大利益に影響を及ぼすもの
- チームメンバーの健康または安全に深刻な脅威となる場合
- ハラスメントまたは差別

スペイン

- 懸念事案は、法令違反またはキャップジェミニの企業倫理規範や方針（例：贈収賄、財務、会計、監査に関する内容）の違反に関連したもののみ報告できます。

スウェーデン

- 懸念事案は、財務・会計・内部会計統制・監査・贈収賄・銀行取引や金融犯罪関連の重大な不正行為、会社の重大利益に影響または個人の健康や人命に脅威を与えるその他の重大な不正行為 / 違反に関するもののみ報告できます。
- さらに、要職に就く従業員、管理職にある従業員、主導する立場にある従業員に関するもののみが報告の対象になります。

2. プライバシー通知

2.1 定義

「**個人データ**」とは、識別されたまたは識別可能な個人に関するあらゆる情報を意味します。識別可能な自然人とは、名前、識別番号、位置データ、オンライン識別子、かかる自然人の物理的、生理的、遺伝子的、精神的、経済的、文化的、または社会的アイデンティティに特有な一つ以上の要素を参照することによって、直接的または間接的に識別できるものをいいます。

「**データ主体**」とは、個人データが処理された自然人を意味します。

「**拘束的企業準則**」または「**BCR**」とは、事業者グループまたは共同経済活動に従事する事業者グループ内で、EU 域内の一か国または複数の第三国にある管理者または処理者に対する個人データの移転の際に、EU 域内の管理者または処理者によって遵守される個人データ保護方針を意味します。

「**EU モデル条項**」とは、EU 域内のデータ管理者から、EU 域外または欧州経済領域外のデータ管理者またはデータ処理者への個人データの移転について、欧州委員会によって採択された標準契約条項を意味します。



「監督当局」とは、適用データ保護法令の妥当性について、監督を担当する公的機関を意味します。

2.2 誰がどのような理由で個人データを処理しているのでしょうか。

キャップジェミニ・サービス SAS およびキャップジェミニ SE の関係者（以下合わせて「キャップジェミニ」といいます）は、報告者によって提出された懸念事案を調査するため、SpeakUp ヘルプラインを通じて個人データを収集し、処理します。個人データの処理は、キャップジェミニの価値を支持し、開かれた透明性のある安全な職場環境を発展することで倫理風土を保護し、内部告発規制のある特定の国の法的義務を遵守するため、キャップジェミニの正当な利益の下で実行されます。

キャップジェミニが処理する可能性のある、共有される個人データと情報には以下が含まれます。(i) 氏名、連絡先詳細、キャップジェミニに雇用されているかどうか、(ii) 情報を提供した場合、その報告に含まれる氏名とその他の個人データ（例：機能の説明と連絡先詳細）、(iii) 申し立てられた不正行為の説明と事案の状況説明。これらには個人データが含まれる場合があります。

2.3 誰が個人データにアクセスできるのでしょうか

提供される個人データと情報は、アイルランドの第三者サービスプロバイダーである Convercent 社が管理し運営するサーバー上にある、安全なデータベースに保存されます。Convercent 社はキャップジェミニとの間で、提供される情報を適用法に従って保護するという、契約責任を負っています。

懸念事案を処理し調査する目的において、適用される現地法の規定に従うところにより、提供される個人データと情報はキャップジェミニのグループ倫理室に伝達されます。グループ倫理室で、懸念事案に対する最初の検討が行われます。グループ倫理室の評価に基づき、懸念事案は適切な対応に向け、専門チームに担当が移ります。提供された個人データと情報は専門チームにアクセスされ、キャップジェミニの関係者によってさらに処理されます。これには、倫理、人事、財務、内部監査、法務、経営、外部アドバイザー（例：法務アドバイザー）、そして限定された状況下で、Convercent 社の技術スタッフが含まれます。

その結果、懸念事案で提供された個人データと情報は、キャップジェミニの関係者や欧州連合（「EU」）域外の第三者に移転される可能性があります。

キャップジェミニの関係者に個人データと情報が移転される場合、かかる移転はキャップジェミニの拘束的企業準則（「BCR」）の対象となり、個人データを適切な水準で保護します。BCR の詳細については、以下のリンクをご覧ください。<https://www.capgemini.com/resources/capgemini-binding-corporate-rules/>

さらに、個人データは保守を目的として米国からアクセスされる可能性があります。その場合、かかる移転は EU モデル条項の枠組みの対象となり、個人データを十分な水準で保護します。



提供される個人データと情報は、調査の目的において、警察や他の法執行当局または規制当局に開示される場合があります。

2.4 キャップジェミニはどのくらいの期間に渡って、個人データを保有するのでしょうか。

懸念事案が SpeakUp の範囲外であった場合、懸念事案に含まれる個人データは、かかる評価の下、直ちに編集されます。

懸念事案が SpeakUp ヘルプラインの範囲内であった場合、提供された個人データは、以下の期間に渡って保管されます。

- SpeakUp ツールで懸念事案をクローズしてから、最長 2 か月間、または
- 適用ある場合、懲戒または司法手続きの継続期間
- 但し、データが会社に対する訴訟リスクで必要とされる場合、かかる訴訟リスクに関する時効期間中は保管されます。

2.5 報告者の権利と、かかる権利を行使するにはどうすればいいのでしょうか。

対象データについて、個人データのアクセス、修正、削除の申請ができます。個人データの処理に対して、反対することも、制限するよう要請することもできます。さらに、機械で読み取り可能な、構造化された一般的に使用される形式で、個人データの伝達を要請することができます。

そうした権利の行使を希望する場合、キャップジェミニのグローバルデータ保護オフィサー（Global Data Protection Officer）に宛てて、以下の E メールアドレスにご連絡ください。
d pocapgemini.global@capgemini.com 告発の申立てを、監督当局や管轄権のある裁判所に提起する権利もありますので、ご注意ください。

キャップジェミニは、懸念事案の状況について、その事案の対象者に速やかに通知します。但し、かかる通知が証拠の保全のため、遅延されなければならない場合を除きます。懸念事案の対象者は、その事案に関連した情報にアクセスする権利があります（但し、報告者を特定する可能性のあるデータは除かれます）。また、適用法令に従い、対象者の個人データが不正確で不完全な場合、修正を要請する権利もあります。

キャップジェミニについて

コンサルティング、テクノロジーサービス、デジタル化におけるグローバルなリーダーとして、クラウド、デジタル、プラットフォームで進化し続ける世界で顧客のビジネス機会の幅を大きく広げるため、キャップジェミニはイノベーションの最先端で活躍しています。50年に渡る強固な伝統と、業界に特化した深い専門性に基づき、キャップジェミニは戦略から運用までの多様なサービスを通じて、企業がそのビジネス目標を実現できるようサポートしています。キャップジェミニは、テクノロジーの事業価値が人材から始まり、人材を通して実現できるという確信に基づいて行動しています。多様な文化で構成された会社であり、40か国を超えた200,000名を超える従業員が在籍しています。当社グループは、2018年に、132億ユーロのグローバル売上高を計上しました。

さらなる詳細は、www.capgemini.com をご覧ください。



People matter, results count.

このメッセージは、送信先に対してのみに発信されたものです。意図された受領者ではない場合、このメッセージまたはその一部を読み、印刷し、保有し、複写し、配布、配信する権限はありません。このメッセージを誤って受領した場合、直ちに送信者に通知し、このメッセージのすべての複製を削除してください。

このメッセージには、秘匿特権や機密の情報が含まれており、キャップジェミニ・グループが所有権を保有します。

Copyright © 2018 Capgemini. All rights reserved.